

令和 2 年 1 1 月定例会

請 願 ・ 陳 情 参 考 資 料

(令和 2 年 1 1 月 2 7 日)

生 活 環 境 部

受 理 番 号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
2 年－30 号 (2.11.20)	生活環境	風力発電施設のガイドラインの策定について 鳥取県に風力発電施設に関するガイドラインの策定を求める会	【現 状】 1 風力発電施設は、電気事業法、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（いわゆるF I T法）、環境影響評価法をはじめとする様々な関係法令、国の通知やガイドライン等により、適切な事業計画の策定、設計、施工、管理、処分等について規定されている。 2 国が作成している風力発電に係る事業計画策定ガイドラインでは、事業計画作成の初期段階から事業者が地域住民と適切なコミュニケーションを図り、説明会の開催等により事業への理解を得られるよう努めることや、防災、環境保全等の観点から策定した計画に基づき設計及び施工が適切に実施されること等が事業者に求められており、発電事業者は、主体的に関係法令やガイドライン等を遵守しながら事業を実施する必要がある。 3 風力発電施設等の電気事業の許認可権限等は、電気事業法に基づき国が有しており、県では、風力発電施設設置許可手続である電気事業法の事前手続として位置づけられている環境影響評価手続において、事業者から方法書等の書類の提出を受け、関係市町村・住民、鳥取県環境影響評価審査会の専門家の意見を踏まえ、経済産業省等へ意見を述べている。 4 他の都道府県においては、風力発電施設についてガイドライン等を策定しているところもある。 <全国の状況> ガイドライン等を策定している都道府県 1 道 3 県（北海道、長野県、兵庫県、鹿児島県） <県内の状況> ガイドライン等を策定している市町村はない。 【県の取組状況】 1 県内の再生可能エネルギーについては、平成 2 4 年の F I T 制度の導入により普及が進み、令和 2 年 3 月現在で 1, 6 5 4 百万 KWh と、鳥取県の電力総需要の 3 8. 7 % を占めるまでになっている。

			本年３月に策定した令和新時代とっとり環境イニシアティブプランでは、２０３０年度に需要電力における再生可能エネルギーの割合６０％を目標としているが、これはＦＩＴ認定済等で運転開始が確実に見込まれるバイオマス発電等を見込んだものであり、風力発電の新增設はなくても達成可能な目標であると考えている。 ２ 県では、再生可能エネルギーは、住民理解のもと導入されることが重要と考えており、これまでの事例においても、事業者に対し、住民理解に努めるよう要請するなどの対応をしてきている。 ３ 環境影響評価手続において、環境影響調査結果及び詳細な事業計画等が事業者から県に提出された場合は、内容を確認し、環境影響評価の妥当性、事業内容を精査した上で、鳥取県環境影響評価審査会の専門家の御意見、関係市町村や住民からの御意見を踏まえた上で、適切に意見を述べていくことになる。 県での環境影響評価の妥当性等の精査は、例えば、騒音については、国が専門家を交えた検討会で整理された内容を踏まえて策定された「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に基づき行うこととなり、当該指針では、風車からの影響は風況、地形、土地の利用状況等によって異なることなどから、地域の状況に応じた対応が求められるとされており、事案に応じて対応しているところである。 ４ なお、許認可等の手続において地元意見が適切に反映される仕組みの構築や地域住民の理解を得ないまま設置を進めることがないよう、国が責任をもって事業者を指導することを国に要望してきている。
--	--	--	---